

証券取引等監視委員会による クロスボーダー課徴金調査

— M M o U 署名後一〇年を振り返って —

海野昌司

証券取引等監視委員会事務局取引調査課
国際取引等調査室総括課長補佐

関口尊成

証券取引等監視委員会事務局取引調査課
国際取引等調査室室長補佐・ニューヨーク州弁護士

一 はじめに

金融庁は、二〇〇八年二月、協議・協力及び情報交換に関する多国間覚書 (Multilateral Memorandum of Understanding concerning Consultation and Cooperation and the Exchange of Information : 以下「M M o U」という) の署名当局となった (注一)。これにより、証券取引等監視委員会 (以下「証券監視委」という) は、金融庁を通じて、他国の M M o U 署名当局から、調査に必要な情報を効率的に入手することが可能になった (注二)。

また、証券監視委は、二〇一一年、不正取引に係る課徴金 (二〇〇五年導入 (注三)) 調査

のうちクロスボーダーに関するもの (以下「クロスボーダー課徴金調査」という) を主に取り扱う専門部署として、国際取引等調査室 (以下「国調査」という) を新設した (注四)。国調査は、海外からの不正取引によるわが国の証券市場への侵害は絶対に許さないとのメッセージを発信すべく、M M o U を積極的に活用しつつ、さまざまな事案に挑み続けている。

本稿は、こうした近年の目まぐるしい変化を踏まえて、二〇〇八年から現在までの一〇年間ににおける証券監視委によるクロスボーダー課徴金調査の状況を俯瞰・分析しようと試みるものである (注五)。

なお、本稿の内容については、意見にわたる部分は筆者の個人的見解であって、証券監視委を

目次

- 一 はじめに
- 二 国家管轄権
- 三 M M o U
- 1 M M o U とは何か
- 2 M M o U を利用した調査
- 3 送達手続
- 4 E M M o U
- 四 おわりに

はじめとした筆者の現在および過去の所属組織の見解を代表するものでないことを付言する。

二 国家管轄権

証券監視委が行っている不正取引の課徴金調査は、風説の流布・偽計 (金融商品取引法 (以下「金商法」という) 一五八条)、相場操縦 (同法一五九条)、内部者取引 (同法一六六条～一六七条の二) などを対象とするが、このうち、国境を越えた不正取引 (以下「クロスボーダー不正取引」という) の認知件数は、増加の一途を辿っている (注六)。

証券監視委がクロスボーダー不正取引を調査・摘発しようとする場合、その論理的な前提として、①前記のような金商法上の規定がクロスボーダー不正取引に適用されるか、さらに

②証券監視委が海外でクロスボーダー課徴金調査を実施することができるかななどの問題が生ずる。

前者は、立法管轄権に関する論点、後者は、執行管轄権に関する論点である(注七)。

まず、立法管轄権については、属地主義、効果主義などの概念に基づいた整理が試みられている(注八)。ただ、現実には、クロスボーダー不正取引の多くが、(a)未公表の内部者情報を保有する海外所在者(非自然人を含む。以下同じ)が、日本の内国上場会社等の発行する株式等(以下「内国上場株式等」という)を日本の金融商品取引所で売買するような事件、(b)海外所在者が内国上場株式等に関し、日本の金融商品取引所で、相場操縦をするというような事件に係るものであり、これらの取引に対して不正取引に係る金商法上の規定が適用されることに実務上の争いはないと思われる。

次に、執行管轄権については、刑事事件の捜査や独占禁止法事件の調査でも同様の議論がなされているが(注九)、証券監視委によるクロスボーダー課徴金調査については、原則として、国内に限定され、外国において調査を行う場合には、当該外国の同意が必要であると解されている(注一〇)。

証券監視委は、以上の整理を踏まえ、クロスボーダー課徴金調査を行っている。

三 M M O U

1 M M O Uとは何か

(1) M M O Uの概要

M M O Uは、世界各国の証券監督当局の間の情報交換協力に係る覚書であり(注一一)、証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions:以下「IOSCO」という)の普通会員一二八当局および準会員二七当局(注一二)のうち一一八の当局が正式署名当局となっている(二〇一八年八月末時点)(注一三)。M M O Uは、全一六項で構成されており、主に、①M M O Uに法的拘束力がないこと(同六項(a))、②一定の場合(注一四)に要請当局からの協力要請を拒否することができること(同六項(e))、③協力の範囲(同七項)、④被提供情報の利用目的・秘密保持義務(同一〇項・一一項)、⑤海外当局の取締りに有用な情報を自動的に提供する努力義務(同二三項)などを規定している。なお、M M O Uに基づく協力に当たっては、調査の対象となっている類型の行為が被要請当局の法令に違反することは要求されていない(同七項(c))(注一五)。

各国は、こうしたM M O Uを実施するため、国際協力手続や要件などに関する国内法上の定

めを置いており(注一六)、わが国は、金商法一八九条(注一七)に基づき海外当局への協力をを行うことを想定している(注一八)。

(2) 具体的な協力範囲

M M O U七項に基づく協力の範囲(前記(1)③)には、①被要請当局が保有している情報および文書で、要請に係るものを提供すること(同項(b)(i))、②要請に係る情報および文書を取得すること(同項(b)(ii))、ならびに③対象者の供述を取得し、または強制すること(法的に許容される場合には宣誓供述させること)(同項(b)(iii))が含まれる。

②の情報および文書の例としては、(a)取引再現に必要なデータ、(b)取引の受益者・管理者、口座保有者、取引金額・時間、取引取扱者に係るデータ、(c)法人等を所有・管理する者の情報が挙げられている(注一九)。

2 M M O Uを利用した調査

(1) M M O U署名前の調査

証券監視委は、金融庁がM M O Uの枠組みに参加する前においても、金融庁と海外当局との間の二国間M M O U(Memorandum of Understanding)を利用したり(注二〇)、二国間M M O Uが締結されていない国との間でも、アド・ホックな協力をを行うなどして、適切な連携を図るよう努めてきた。

このうち、アド・ホックな協力を行った例としては、英国金融サービス機構 (Financial Services Authority: 現在の英国金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority))。以下「英国FSA」という)が、MG社株式の取引に関し、英国ヘッジファンドの甲および甲の元役員乙に対し、英国金融サービス市場法 (Financial Services and Markets Act 2000) 一一八条に抵触する市場阻害行為 (market abuse) などを理由に、それぞれ七五万ポンド (当時約一億五、〇〇〇万円相当額) に及ぶ制裁金 (financial penalty) を課した事案が挙げられる (注二一)。

英国FSAの公表文書によると、本件において、元役員乙は、プレ・ヒアリング (注二二) 手続を通じ、MG社の三、〇〇〇億円規模の優先株式の発行の事実を知ったところ、当該重要事実の公表前に、東京証券取引所において、甲の関連ファンドの名義で、MG社株式を空売りしたとされる (注二三)。当該行為は、日本市場で行われたものであるが (注二四)、空売りがなされた二〇〇三年当時は課徴金制度が導入される前であったことや刑事告発としての立件可能性などを総合的に考慮した上で、英国FSAとも協議し、英国での処分を目指す同当局に協力することとしたものであるところ (注二五)、証券監視委は、同当局に長期派遣中の証券監視委の職員を積極的に関与させるなどして、同当局を

支援した (注二六)。

(2) M M O U 署名後の調査

金融庁のM M O U 署名後、証券監視委は、世界中の海外当局 (前記1(1)で述べたとおり、二〇一八年八月末時点での正式署名当局は一一八に上る) との当該枠組みに基づく効率的な連携が可能になり、クロスボーダー課徴金調査に係る能力は、さらに強化された。

証券監視委で、金融庁のM M O U 署名後の過去一〇年の間に、M M O U を通じて海外当局に対して協力を依頼し、勧告に至ったものは、二二件に及ぶ (うち内部者取引が一一件、相場操縦が一〇件、偽計が一件)。

中でも、①シンガポール所在の個人が、長期国債先物につき、東京証券取引所において、見せ玉 (注二七) を用いた相場操縦を行った事案 (二〇一四年九月五日勧告) (注二八) は、海外所在の個人による相場操縦に対して課徴金納付命令勧告を行った「初の」事案、②台湾所在の個人が、G社の重要事実 (業務上の提携) を契約締結交渉に関し知りながら、同株式を買い付けた事案 (二〇一五年六月一九日勧告) (注二九) は、海外所在の個人による内部者取引に対して課徴金納付命令勧告を行った「初の」事案、③オーストラリア所在の法人が、M社の株式につき、東京証券取引所マザーズ市場において、見せ玉等を用いた相場操縦を行った事案 (二〇一

六年三月四日勧告) (注三〇) は、金商法一七四条の二第一項二号二(1) (注三二) を適用した「初の」事案、④イスラエル所在の個人が、S社の重要事実 (業績予想の修正) を契約の履行に関し知りながら、同社株式を売り付けた事案 (二〇一七年六月三〇日勧告) (注三三) は、イスラエル所在の海外所在者に対する課徴金納付命令勧告を行った「初の」事案、⑤中国所在の個人が、K社の株式につき、東京証券取引所において、見せ玉等を用いた相場操縦を行った事案 (二〇一八年六月二六日勧告) (注三三) は、中国所在の海外居住者に対して課徴金納付命令勧告を行った「初の」事案であり、証券監視委がM M O U を活用し、前例にとられない積極的なクロスボーダー課徴金調査を行っていることを示すものである。

(3) M M O U を利用した調査手法

こうしたクロスボーダー不正取引事案においては、海外所在者の注文が、①注文者↓②A国の証券会社↓③B国の証券会社↓④日本の証券会社↓⑤日本の金融商品取引所というように、海外の証券会社を経由して、日本の証券会社に至り、金融商品取引所で当該注文が執行されるのが一般的である。

このため、日本の証券会社から委託者情報を入手しても (金商法一七七条)、注文を経由した証券会社の名称を把握できるのみであり、元々

の注文を発注した最終委託者やその証券口座に係る情報まで把握できないことがある。このような場合には、MMoUを通じ、海外当局に対し、最終委託者情報や取引口座情報に係る情報提供の要請を行うことを検討することになる(MMoU七項(b)(ii)(注三四))。

また、嫌疑者等から聴取を行う必要がある場合もある。このような場合、MMoUを通じて、海外当局に対し、必要な情報提供や嫌疑者等の質問調査の要請を行うことを検討することになる(MMoU七項(b)(iii)等)(注三五)。

こうした調査は、これまでのところ、基本的に奏功しているが、留意すべき点もあるので、簡単に触れておきたい。

まず、わが国と各国の不正取引規制の内容・適用状況は、同一ではない。たとえば、わが国は、(a)内部者取引規制について、重要事実を限定列挙しており(金商法一六六条二項)、(b)現実売買による相場操縦等について、「誘引目的」を要件としているが(同法一五九条二項一号)、こうした規制の内容やその適用状況は、他国と同じではない(注三六)(注三七)。このため、他の海外当局に質問調査などの調査を依頼する場合、このような法制等の相違を前提として、海外当局の担当者に対し、電子メール、電話、対面などを通じ、事案の内容、金商法の規制内容、証拠状況、聴取を要請する事項などについて

て丁寧に説明し、適切な理解を得ることが望まれる。

次に、MMoUには、相互主義(reciprocity)についての規定はないが、各国の個別法で、当該規定が設けられている例が散見される(注三八)。わが国でいえば、金商法一八九条二項一号がそうである。こうした相互主義の下では、海外当局がわが国当局に対し要請に応じて協力を行うときには、将来、当該海外当局からもわが国当局に対して同種の要請に応ずることを求められる可能性がある(注三九)。このため、証券監視委としては、海外当局に対し、MMoUに基づく要請を行うことを検討する際には、わが国当局が同様の要請をされたときに対応するかについても念頭に置いておくことになる。なお、前記のとおり、各国の証券規制法令の内容(違反行為の要件や調査手続など)は必ずしも同一ではないことから、相互主義との関係では、規制内容および行政処分権限が同一であることは必ずしも要求されないとと思われる(注四〇)。

(4) MMoUの枠組みに基づく海外当局への情報提供

MMoU一三項では、各当局は、海外当局からの要請がなくとも、当該海外当局での取締りに有用と思われる情報提供を自発的に行うよう努力することとされている。証券監視委が他国

へ情報提供を行うこともあり、一方で、証券監視委が他国から得た情報が調査の端緒になり、最終的に課徴金納付命令の勧告につながることもある。

3 送達手続

このようにして調査されたクロスボーダー不正取引事案に係る関係書類の送達手続については、徐々に実務が集積してきているため、MMoUとは直接関係しないが、当該手続の概要につき、簡単に述べておきたい。

まず、金融庁は、①証券監視委から課徴金納付命令の勧告がなされた事案につき審判手続開始決定を行うときは、同納付命令対象者に対して、審判手続開始決定書の謄本を送達し(金商法一七九条三項)、また、②審判手続を経た後、課徴金納付命令決定を行うときは、当該決定書の謄本を送達することとされている(同法一八五条の七第二三項)(注四一)。

このような送達が海外所在の個人または法人に対して行われるときは、内閣総理大臣(金商法一九四条の七第一項により権限を委任された金融庁長官)または審判長が、(a)その国の管轄官庁または(b)その国に駐在する日本の大使、公使もしくは領事に囑託してする(同法一八五条の一〇で準用する民事訴訟法一〇八条)。

(a)を管轄官庁送達、(b)を領事送達というが、

当該送達に係る手続については、事案ごとに当該外国との交渉によって個別の応諾を得なければならぬ(注四二)。外国における送達は外ルートを経由して実施されるため、国内における送達に比べて期間を要するが、海外所在の納付命令対象者に国内代理人が選任される場合は、当該代理人に対し送達を行うことができる。なお、外国送達が囑託不能、一定期間内に功を奏さないなどの場合には公示送達(注四三)を行うことができる(金商法一八五条の二第一項三号・四号)。

4 EMMOU

(1) EMMOUとは

IOSCOは、EMMOU(Enhanced MMoU:「強化された」MMOU)の枠組みにつき、二〇一二年から議論を開始し、二〇一七年三月に内容を最終化した上、同年四月から署名申請の受付を開始した(注四四)。

EMMOUは、MMOUをさらに強化すべく、署名当局間の協力内容として、①監査情報の取得・提供(EMMOU三条(b)(v))(注四五)、②証言取得のための出頭強制(同条(c))、③資産凍結・仮差押え(ただし、不可能な場合には所在財産に係る情報や資産凍結・仮差押手続についての支援の提供)(同条(d))、④電話通信記録の取得・提供(同条(i))、⑤インターネッ

ト・サービス・プロバイダーの記録(ただし、通信の内容は含まない)の取得・提供(同条(3)(ii))、⑥被要請当局の被規制業者が保持している通信記録の取得および提供(同条(3)(iii))などを追加する内容となっている(注四六)。

(2) A.1署名当局、A.2署名当局

A.1署名当局は、海外当局からの要請に応じて、前記(1)①③に加え、④⑥の権限行使できる当局を指す。A.2署名当局は、④⑥の権限を行使できない当局を指す(EMMOU三条(3)柱書)。

わが国では、通信の秘密(憲法二二条二項後段、電気通信事業法四条等)(注四七)との関係から、特に、前記④および⑤について海外当局の要請すべてに応えることは難しいと思われることからすれば(注四八)、現時点で結論が確定しているものではないが、仮に金融庁が諸事情を考慮の上で署名することとした場合には、A.2署名当局として、申請することになるのではないかと思われる。

また、わが国がEMMOUに署名するか、署名した場合にどのような影響があるかについては、現時点で明確ではないが、EMMOUへの署名によって、(a)出頭強制による供述取得の可能性の高まりが期待されたり(前記(1)(2))、(b)海外当局から資産凍結・仮差押えに係る情報または助言等の助力を受け得たり(前記(1)(3))、(c)被

要請当局に対して状況報告を求めることにより、七営業日以内に状況報告および対応見込み時期を提供させられるようになることで、手続が迅速化され得たり(EMMOU五条(4))するなど、証券監視委のクロスボーダー課徴金調査の能力がより強化される可能性もあるため、今後の動向を注視したい。

四 おわりに

以上のとおり、本稿では、金融庁がMMOU署名当局となって以降の一〇年間を振り返り、証券監視委のクロスボーダー課徴金調査について概括的に述べてきた。紙面の都合や将来の調査活動への配慮などから、本稿において言い尽くせなかった成果や課題もあるものの、証券監視委のクロスボーダー課徴金調査について、調査関係者の認識を広く共有することで、クロスボーダー課徴金調査に係る議論がさらに精緻化・発展する一助になれば、筆者にとつて、望外の喜びである。

(注一) 金融庁による署名経緯については、水川 明大「IOSCO・マルチMOU(多国間情報交換枠組み)への署名について」月刊資本市場 二七四号(二〇〇八) 五五頁。
 (注二) 証券監視委「証券取引等監視委員会の活動状況」(二〇一〇年五月。https://www.fsa.go.jp/)

ssc/reports/n_21/n_21d.pdf) 三頁および一三三五頁。

(注三) 課徴金の導入経緯については、芝原邦爾「古田佑紀」佐伯仁志編著『経済刑法——実務と理論』(商事法務、二〇一七)四七三頁(岡村和美「瀬戸毅」)。

(注四) 証券監視委「証券取引等監視委員会の活動状況」(二〇二二年六月。https://www.fsa.go.jp/ssc/reports/n_23/n_23c.pdf) 八九頁。

(注五) クロスボーダー不正取引(後記二で定義する) 調査の出口としては、刑事告発もあつるが、紙面の関係もあり、本稿においては、課徴金調査のみを検討対象とすることとする。

(注六) 芝原「古田」佐伯・前掲(注三)四六八頁(岡村「瀬戸」)。

(注七) 国家管轄権としては、裁判管轄権も問題になるものの、証券監視委の調査との関係では直接に問題とならないため、本稿における検討の対象とはしなかった。

(注八) 金融法委員会「金融関連法令のクロスボーダー適用に関する中間論点整理——証券取引法を中心に」(二〇二二年九月一三日。http://www.fib.gr.jp/doc/publication/13.pdf) 松尾直彦「金融商品取引法の国際的適用範囲」東京大学法科大学院ローレビュー六卷(二〇一一)二七六頁。

(注九) 藤永幸治「河上和雄」中山善房編『大コンメンタール刑事訴訟法第八卷』(青林書院、一九九九)三七〇頁〜三七二頁(田辺泰弘)、小寺彰「独禁法の域外適用・域外執行をめぐる最近

の動向——国際法の観点からの分析と評価」ジュリスト二二五四号(二〇〇三)六六頁、アンダーソン・毛利・友常法律事務所監修著『域外適用法令のすべて』(きんざい、二〇一三)三六九頁〜三七一頁(甲斐淑浩)。

(注一〇) 長谷川紘之「クロスボーダーの不正取引に対する当局間の国際協調」法律時報八六卷二号(二〇一四)一六頁、松尾・前掲(注八)二八五頁、木目田裕「平尾覚」インサイダー取引等の不正取引のグローバル化を踏まえたESCの調査手法」金融法務事情一九九八号(二〇一四)二三頁〜二四頁。なお、刑事事件の捜査に関し、コモン・ロー系の国では、自国内で外国捜査官の一定の捜査活動を許容する例が多いとされるとの指摘もあるところであるが(藤永「河上」中山・前掲(注九)三六八頁〜三六九頁(田辺)、筆者の経験上、米国などは、クロスボーダー課徴金調査においても、海外当局による域内での調査に対して比較的寛容であるという印象がある。

(注一一) IOSCO, *Multilateral Memorandum of Understanding concerning Consultation and Cooperation and the Exchange of Information* (http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCO_PD386.pdf)。

(注一二) IOSCOのメンバーである加盟当局・機関の総数は、金融庁などの普通会員(Ordinary Members)二二八当局に加え、証券監視委などの準会員(Associate Members)二七当局、自主規制機関等の協力会員(Affiliate Members)六四機関から構成されており、併せて二一九当

局・機関にも及ぶ規模に達している(IOSCOウェブサイト (http://www.iosco.org/about/?sub-section=becoming_a_member) 参照)。

(注一三) IOSCOウェブサイト (https://www.iosco.org/about/?subSection=mmou&subSection1=signatories) 参照。

(注一四) (a) 要請に従うことが被要請当局の国内法に違反する場合(MMOU六項(e)(i))、(b) 被要請当局の管轄内で、同一の事実および同一の者に対して刑事手続が開始されている場合、またはその者が同一の責めにつき終局的な懲罰的制裁の対象とされている場合(ただし、同一の性質または重複するものではないと証明されたときはその限りではない)(同項(e)(ii))、(c) 要請がMMOUの条項に従ってなされない場合(同項(e)(iii))、(d) 公共の利益または不可欠の国益に係る理由に基づく場合(同項(e)(iv))。

(注一五) 刑事手続に係る捜査共助では、共助の対象となつている行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば犯罪に該当することという双罰性の要件が要求されている(国際捜査共助等に関する法律二条二号)。

(注一六) たとえば、米国は証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934) 二二条(a)項(2)で、英国は金融サービス市場法(Financial Services and Markets Act 2000) 一六九条(1)項(4)項で、香港は証券先物法令(Securities and Futures Ordinance) 一八六条で、韓国は証券取引所法(Securities and Exchange Act) 二〇六一四条で国際協

力手続に係る規定を置いている。

(注一七) 所管事務に係る規定として、金融庁設置法四条一項二四号がある。

(注一八) 上野善晴「外国証券規制当局の要請に基づく調査」^上_下——改正証券取引法一八四の二の解説」本誌二一九号(一九九〇)一七頁、一二四号(同)八七頁。

(注一九) EUでは、二〇一八年五月二五日、一般データ保護規則(General Data Protection Regulation)が施行された(European Commission ウェブサイト (https://ec.europa.eu/info/law/law-topic/data-protection/data-protection-eu_en) 参照)。EUでの議論の状況次第だが、同規則四九・一条(d)項に公益目的での適用除外規定が定められていることから、MMoUに基づく当面の情報交換については、当該適用除外規定が適用されるとの整理もあり得るのではないかと思われる。

(注二〇) 二国間MoUは、中国(一九九七年)、シンガポール(二〇〇一年)、米国(二〇〇二年)、豪州(二〇〇四年)、香港(二〇〇五年)、ニュージーランド(二〇〇六年)の各当局との間で締結されている(水川・前掲(注一)五六頁)。

(注二一) 英国FSAウェブサイト (<http://www.fsa.gov.uk/pubs/finaj/abre.pdf>) 参照。

(注二二) 「ブレ・ヒアリング」とは、上場会社が株式等を発行しようとする際、幹事証券会社またはその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報の公表前に、投資家に対して行う、当該株式等に係る需要見込み調査をいう。

(日本証券業協会ウェブサイト (<http://www.jsda.or.jp/sonaen/words/0257.htm>) 参照)。

(注二三) 「空売り」とは、株券を持たず、あるいは、持っていないでもそれを使用せずに、他から借りて行う売付けをいう。

(注二四) 元役員乙は、東京証券取引所で、MG社株式の空売りを行っているが、同株式はロンドン証券取引所でも取引がなされていたため、英国金融サービス市場法一一八条の適用上の問題は無いとされた。

(注二五) 現状において、法令の競合が生じた場合において、その処理についての国際的な合意は特段存在しないと思われ、また、MMoUでも当該処理については定めていない(長谷川・前掲(注一〇)一九頁)。

(注二六) 海野昌司「長谷川紘之「香港の資産運用会社等による不正取引事案への対応」金融財政事情二九五九号(二〇一一)四五頁。

(注二七) 「見せ玉」とは、約定する意図のない、他の投資者の取引を誘引する意図でなされる注文をいう。

(注二八) 証券監視委ウェブサイト (https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140905-1.htm) 参照。

(注二九) 証券監視委ウェブサイト (https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2015/2015/20150619-1.htm) 参照。

(注三〇) 証券監視委ウェブサイト (https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160304-1.htm) 参照。

(注三一) 違反者が運用対象財産の運用として当該違反行為または有価証券の売付け等もしくは有価証券の買付け等を自己以外の計算において行った場合の課徴金額の計算規定。

(注三二) 証券監視委ウェブサイト (https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2017/2017/20170630-2.htm) 参照。

(注三三) 証券監視委ウェブサイト (https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2018/2018/20180626.htm) 参照。

(注三四) 証券監視委がMMoUを通じて、海外当局に対し、提供を要請する情報は、これらに限られるわけではなく、事案に応じてさまざまなものになり得る。

(注三五) 質問調査の際の呼出方法や調書の作成方法などについては、国内法等との関係で、各当局ごとに相違がある。

(注三六) 内部者取引規制につき、わが国では、構成要件の明確性を重視する意見が入れられて、他国ではみられないような重要事実の限定列挙方式が採用されたといわれている(大証金融商品取引法研究会「イギリスにおけるインサイダー取引の規制」大証金融商品取引法研究会一一号(二〇一三)二七頁〔河本一郎発言〕)。

(注三七) 相場操縦規制につき、金融商品取引法研究会「相場操縦の規制」日本証券経済研究所金融商品取引法研究会研究記録四三三(二〇一三)六頁〜一九頁(藤田友敬報告)。相場操縦の定義の仕方として、(i) effect based approach (相場への影響に着目した定義)、(ii) intent based ap-

proach (行為者の目的に着目したアプローチ)、(iii)前二者の組合せという形の分類があり、当該分類を前提にすると、EUは(i)、わが国や米国は(ii)に該当すると整理することができると思われる(同一頁～一二頁)。なお、米国は、相場操縦に関し、「for the purpose of inducing the purchase or sale of such security by others」(他人による売買を誘引する目的)との要件を置いているものの(証券取引所法九条(a)項(2)、実際には、証券取引所法一〇条(b)項(S.E.C規則一〇b-5)で立件されることが多いとされている(同七頁～八頁、加賀譲治『証券相場操縦規制論』(成文堂、二〇〇二)一四八頁～一四九頁)。(注三八) たとえば、米国は証券取引所法二一条(a)項(2)で、英国は金融サービス市場法一六九条(4)項(a)で、香港は証券先物法令一八六条(4)項(a)(ii)で、韓国は証券取引所法二〇六～四四(3)項で相互主義に係る規定を置いてゐる。

(注三九) 上野・前掲(注一八)〔下九八頁〕。
 (注四〇) 上野・前掲(注一八)〔下九八頁〕。
 (注四一) 課徴金納付命令対象者は、納付期限(決定書の謄本を発した日から二カ月を経過した日)内に、課徴金を国庫に納付しなければならぬとされている(金商法一八五条の七第二一項)。

(注四二) 行政上の文書は、司法共助に係る取極めである「民事訴訟手続に関する条約」(民訴条約)や「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」(送達条約)(竹下守夫Ⅱ伊藤眞編『注釈

民事訴訟法(3)——口頭弁論』(有斐閣、一九九三)五八〇頁～五八一頁(渡辺惺之)の対象では基本的になく、これらの条約に基づく送達手続を利用できないと解される。

(注四三) 公示送達においては、被送達者の所在する外国において送達国の行為は何ら見出せないから、当該手続に当たり、当該外国の同意は必要ない(小寺・前掲(注九)七一頁)。

(注四四) 二〇一八年八月末日現在、米国 Commodity Futures Trading Commission (CFTC) を含む六カ国が EMMoU 署名当局となっている(うち二カ国が A.2 署名当局)。IOSCO ウェブサイト (<https://www.iosco.org/about/subsection=emmo&subSection=signatories>) 参照)。

(注四五) MMoU 下では、米国当局が、中国当局から、中国所在の会社の監査情報の提出を受けられなかった事例があるようである(Janet Austin, *How IOSCO Can Capitalize on the Success of its MoU as it Strives to Achieve Global Convergence of Securities Regulations*, The CLS Blue Sky Blog (March 10, 2016), <http://clsbluesky.law.columbia.edu/author/janet-austin/>)。

(注四六) IOSCO, 2016 *Enhanced Multilateral Memorandum of Understanding concerning Consultation and Cooperation and the Exchange of Information* (<http://www.iosco.org/about/pdf/Text-of-the-EMMoU.pdf>)。

(注四七) 通信の秘密に関する裁判例として、最決平成一一年一月一六日刑集五三卷九号一三二七頁、大阪高判昭和四一年二月二六日高刑集

一九卷一号五八頁、神戸地判平成一四年一月二六日判例タイムズ一一三四号一八九頁などがある。

(注四八) 電気通信事業者は、利用者の同意がある場合、裁判官の発付した令状に従う場合、正当防衛または緊急避難に該当する場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、通信履歴を他人に提供してはならないとされている(電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(二〇一七年九月一日版)三二条二項)。

(かいの・まさし
せきぐち・たかなり)